

飼い犬・飼い猫の引取りが有料になります

嘉穂保健福祉環境事務所

福岡県では、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っていますが、引取りにより殺処分される犬や猫の数は全国で最も多く、県ではペットを最後まで飼っていただくこと（終生飼養）を強く願っています。

今回、終生飼養に対する責任をもっと自覚していただくために、飼い主からの犬・猫の引取りを有料化します。

◎有料化はいつから？

平成21年10月1日から犬・猫の引取りは有料となります。

◎引取りする場所は？

最寄りの保健福祉環境事務所で行取ります。
(桂川町の場合は、嘉穂保健福祉環境事務所になります。)

◎引取り手数料はいくら？

生後91日未満の犬・猫は、1頭につき400円。
生後91日以上犬・猫は、1頭につき2,000円です。

◎引取りの依頼方法は？

犬・猫の引取りを依頼される場合は、保健福祉環境事務所に持ち込んでいただきます。
持ち込みをされる前に、保健福祉環境事務所にご連絡ください。

福岡県における犬・猫の殺処分数

犬		4,795頭
猫		11,360頭
計		16,155頭

平成19年度統計

【問合先】 福岡県嘉穂保健福祉環境事務所 ☎23・4111



ペットの飼い主の方へ

◎犬・猫の引取りについて

ペットを最後まで責任を持って飼うことは、飼い主が果たすべき責務です。

やむを得ない理由で飼えなくなった場合は、自らの責任で新しい飼い主を見つけるよう最大限の努力をしてください。

どうしても新しい飼い主を見つけられない場合に限り、引取りを行います。

なお、引取られた犬・猫のほとんどが殺処分されます。

◎その他の責任

ペットを捨てることは犯罪であり、50万円以下の罰金の対象となります。

他人に迷惑をかけないように、しつけ等を行い、十分に面倒を見てください。

生まれる子犬・子猫の命に責任がもてない場合は、不妊去勢手術をして繁殖を防ぎましょう。



これからペットを飼う方へ

ペットを飼うことは、その一生に責任を持つことです。

ペットを飼う前に、本当に飼い続けられるか、家族みんなで話し合しましょう。

◎飼い主が引取りを依頼する主な理由

1. 引っ越して飼えなくなった
2. 子犬・子猫が生まれた
3. 近所から苦情がきた
4. 子どもにアレルギー症状が出た
5. 病気で世話ができなくなった
6. 高齢になったペットの介護が負担になった
7. 飼い主が亡くなった
8. 就職、結婚、出産などでペットの面倒を見る時間がなくなった等

※このようなことが避けられるか、将来まで含めてよく考えましょう。

